推薦を受けた者および募集に応募した者に関する情報								推薦団体の情報					
氏名	職業	年齢	性別	性別 経歴			漁業法第138条第5項 の漁業者または漁業 従事者であるかの別	推薦または応募の理由	名称	目的	代表者の 氏名	構成員の数	構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
冨田 敏則	漁業	75	男	令和7年3月~現在	沖島漁業協同組合理事 沖島漁業協同組合代表理事組合長 滋賀県漁業協同組合連合会理事(副会長)	手繰第1種漁業、 刺網漁業		中学校卒業後から実家の漁業に従事し、主に沖曳き網漁業、刺網漁業を営み、60年近くにわたり琵琶湖の様々な水域での操業による経験と知識が豊富である。令和4年3月に沖島漁業協同組合の理事に就任し、令和7年3月から同組合の代表理事組合長を務め、琵琶湖で最大の漁業協同組合を牽引している。本年6月27日から本会の理事に就任するとともに、本会の副会長を務め、琵琶湖漁業全体の指導的立場の役割を担っていただいている。今回、沖島漁協からの推薦があり、本理事会において推薦が承認されている。	滋賀県漁業協	会員が協働して経済活動を行い、 所属員の漁業の生産能率の向上 等その事業の振興を図り、もって 所属員の経済的社会的地位を高 めることを目的とする。		19会員	構成員たる資格:県内の漁業協同組合、漁業協同組合連合会または漁業生産組合その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項:水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営および技術の向上に関する指導、所属員の漁獲物等の運搬、加工、保管又は販売、漁場の利用に関する事業を行っている。